

農業用軽油免税証の交付申請受付のお知らせ

平成30年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行いますので、手続きをお願いします。

平成29年に免税証の交付を受けた方は、手続きをする際に免税軽油の取引等にかかる報告書を提出してください。また、免税軽油を購入したことを証明する書類として、納品書、請求書等を添付してください。



■ 手続きに必要なもの

区分	使用者証	印鑑	報告書	納品書等	耕作証明書 (300円)	機械のカタログ等 (型式・馬力確認)	交付手数料 (420円)
継続	○	○	○	○	○		—
更新	○	○	○	○	(面積に変更がある場合) ○	○ (機械に変更がある場合)	○
紛失	—	○	○	○	○		○
新規	—	○	—	—	○	○	○

※交付申請会場での耕作証明書の発行はありませんので、新規申請の方、耕作面積に変更がある方、使用者証を紛失してしまった方は、事前に農業委員会が発行する耕作証明書の交付を受けご用意ください。

※免税軽油使用者証の有効期間の開始日が「H28.01.01から」以降の方は継続、それ以前の方は更新となります。

■ 交付申請受付日程

受付日	受付時間	場所	対象地区
平成30年1月10日(水)	午前 9時30分～11時30分 午後 1時～3時	ゆめプラザ・那須 会議室	芦野・伊王野
1月11日(木)			高久・田中 田代・高原・室野井
1月12日(金)			上記以外の地区 上記日程に来られなかった方

※上記日程以外は、大田原県税事務所での申請になります

■問合せ 大田原県税事務所 ☎0287-23-4172 農林振興課農政係 ☎72-6911

園芸用パイプハウス整備費用を助成します



水稲から園芸作物への作付転換や園芸作物の作付拡大を図るため、園芸用パイプハウスの整備を予定されている農家の方へ整備費用の一部を助成します。

対象農家	補助対象物	補助額
<ul style="list-style-type: none"> 水稲から園芸作物へ作付転換する農家 園芸作物の作付を拡大する農家 	園芸生産に必要なパイプハウス(60㎡以上)の被覆や骨材等の材料費	購入費用の1/3以内 (上限50万円)

※記載の他にも要件等がありますので、申請を検討する方はご相談ください。

■問合せ 農林振興課農政係 ☎72-6911